資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年四月十三日

福井市西木田一丁目一一番一七号

有限会社ジャストワーク

代表取締役　木下　晋二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年四月十三日

愛媛県松山市立花四丁目三番四号

有限会社中野工務店

代表取締役　中野　**弓**

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年四月十三日

千葉県松戸市常盤平陣屋前三番地の二一

株式会社新東京開発

代表取締役　吉野　勝秀

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年四月三十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年四月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年四月十三日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社スマートスタイルクリエイト

代表取締役　大橋　弘幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年五月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年四月十三日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年五月一日です。

平成二十四年四月十三日

横浜市港北区綱島東六丁目二番二七号

株式会社芝川製作所

代表取締役　清　尚武

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都東久留米市新川町一丁目三番四号

第一製粉株式会社

代表取締役　齋藤　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内藤香織が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区麹町四丁目一番地麹町ダイヤモンドビル六階

ＫＹＬｉｎＴＶ，Ｉｎｃ.

日本における代表者　内藤　香織

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤晃一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一二号陽光ビル三階

Ｒａｎｐａｋ Ｂ.Ｖ.

日本における代表者　加藤　晃一

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南二五二一番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　静江

平成二十四年四月十三日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年五月一日です。

平成二十四年四月十三日

横浜市港北区綱島東六丁目二番二七号

株式会社芝川製作所

代表取締役　清　尚武

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都東久留米市新川町一丁目三番四号

第一製粉株式会社

代表取締役　齋藤　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内藤香織が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区麹町四丁目一番地麹町ダイヤモンドビル六階

ＫＹＬｉｎＴＶ，Ｉｎｃ.

日本における代表者　内藤　香織

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤晃一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一二号陽光ビル三階

Ｒａｎｐａｋ Ｂ.Ｖ.

日本における代表者　加藤　晃一

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南二五二一番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　静江

平成二十四年四月十三日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年五月一日です。

平成二十四年四月十三日

横浜市港北区綱島東六丁目二番二七号

株式会社芝川製作所

代表取締役　清　尚武

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都東久留米市新川町一丁目三番四号

第一製粉株式会社

代表取締役　齋藤　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内藤香織が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区麹町四丁目一番地麹町ダイヤモンドビル六階

ＫＹＬｉｎＴＶ，Ｉｎｃ.

日本における代表者　内藤　香織

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤晃一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一二号陽光ビル三階

Ｒａｎｐａｋ Ｂ.Ｖ.

日本における代表者　加藤　晃一

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南二五二一番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　静江

平成二十四年四月十三日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年五月一日です。

平成二十四年四月十三日

横浜市港北区綱島東六丁目二番二七号

株式会社芝川製作所

代表取締役　清　尚武

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都東久留米市新川町一丁目三番四号

第一製粉株式会社

代表取締役　齋藤　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である内藤香織が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区麹町四丁目一番地麹町ダイヤモンドビル六階

ＫＹＬｉｎＴＶ，Ｉｎｃ.

日本における代表者　内藤　香織

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤晃一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年四月十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一二号陽光ビル三階

Ｒａｎｐａｋ Ｂ.Ｖ.

日本における代表者　加藤　晃一

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南二五二一番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　静江

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍千葉県長生郡長南町長南六二五番地、最後の住所千葉県茂原市茂原五九一番地

被相続人　亡　齊藤　魁

右被相続人は平成二十二年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十五日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

千葉県市川市国分二丁目一番一―三〇一号

エッケハウゼ松ケ谷

限定承認者　齊藤　均

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　福田　尚友

限定承認公告

本籍東京都世田谷区奥沢八丁目三番、最後の住所東京都世田谷区野沢三丁目二番八―六〇四号

被相続人　亡　渡辺弥栄司

右被相続人は平成二十三年七月二日に死亡し、その相続人らは平成二十四年四月五日に東京家庭裁判所にて限定承認をしたことから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がない場合には弁済から除斥いたします。

平成二十四年四月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館七階小沢・秋山法律事務所

相続財産管理人市川美佐子

代理人弁護士　髙尾　剛

同　佐藤　良尚

限定承認公告

本籍大阪府高槻市萩之庄二丁目六番、最後の住所大阪府高槻市三島江四丁目三八番七号

被相続人　亡　岩本　雅則

右被相続人は平成二十三年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年四月三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

滋賀県大津市本宮二丁目四七番二二号

相続財産管理人　岩本　和則

限定承認公告

本籍東京都中野区弥生町四丁目二番地、最後の住所神奈川県川崎市多摩区菅北浦二丁目七番一号みどり荘一〇一

被相続人　亡　松本　三男

右被相続人は平成二十三年九月七日頃死亡し、その相続人は平成二十四年三月三十日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十三日

岡山市北区弓之町二番一五号弓之町シティセンタービル六階

相続財産管理人代理人弁護士　小林　裕彦